

よくある質問 (ベビーシッター 一時預かり利用支援)

No.	区分	質問	回答
1	対象者	どのような場面で利用できますか。	保護者のリフレッシュ、学校行事、通院など幅広い理由でご利用いただけます。
2	対象者	共同保育とは何ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図るものです。
3	対象者	保育園や幼稚園などの保育施設を利用している場合、申請できますか。	保育園や幼稚園を利用している場合でも申請できます。
4	対象者	育休中でも、この事業を利用できますか。	ご利用いただけます。
5	対象者	実家が台東区にあり、里帰りする際、この事業を利用できますか。	台東区に住民登録があることが要件なので、住民票が台東区にない場合はご利用いただけません。
6	対象者	祖父母でも、この事業を利用できますか。	両親が諸事情により養育できない場合は、祖父母の住民票が台東区にあればご利用いただけます。
7	対象者	里親でも、この事業を利用できますか。	里親でもご利用いただけます。※里親の方によるご利用の場合、養育に関する情報を確認させていただきます。
8	対象者	サービス利用時は、区内に在住していましたが、現在(補助金申請時)は、区外に在住しています。この場合、補助金を申請できますか。	台東区に在住時に利用した方が補助の対象となりますので、区外に転居していても補助金を申請できます。なお、補助金を申請する際の住所は、台東区に在住時の住所をご記入ください。
9	対象者	例えば4月15日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった場合、年度の上限時間数は、婚姻した日である4月15日から144時間となりますか？	婚姻の日が属する月の末日(4月30日)まで、年度の上限時間数は288時間となり、5月1日から、年度の上限時間数は、144時間となります。
10	対象者	例えば11月22日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった時、その際の合計利用時間は、200時間でした。144時間を超えた56時間分を返還する必要がありますか？	返還は求めません。また、婚姻の日が属する月の末日(11月30日)まで、ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の年度の上限時間数は、288時間となります。なお、12月1日から年度の上限時間数が144時間となり、今回既に200時間利用しているため、当該年度のこれ以上の補助はできません。
11	利用上限	年度何時間まで利用できますか。	児童1人につき年度(4月1日～3月31日)あたり144時間、多胎児(ふたご、みつご等)、障害児及びひとり親家庭の場合は児童1人につき年度あたり288時間まで利用できます。
12	対象利用料	補助の対象とならない料金は、具体的にどのようなものか。	入会金、会費、申込金、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代などの実費、クーポン利用分などが対象外経費となります。
13	対象利用料	対象利用者は、「純然たる保育サービスの提供対価」とありますが、対象児童の保育園等への送迎は補助対象となりますか。	対象児童の送迎も補助対象となります。ただし、対象児童の送迎が可能かどうかは各事業者にお問い合わせください。
14	対象利用料	16時から22時までベビーシッターを利用したところ事業者から、18時から22時の利用料金を夜間料金で請求されました。この場合、夜間帯利用の補助額1時間当たり3,500円を上限に申請できますか。	申請できません。夜間帯利用となるのは、区が指定する22時から7時までの時間となります。このため今回の例の場合、日中利用の補助額1時間当たり2,500円を上限に申請できます。
15	対象利用料	ベビーシッターを10時から10時30分の30分間利用し、1,500円お支払いしました。この場合補助額は何円申請できますか。	区からの補助金額は1,250円になります。 ※補助単価1時間あたり2,500円×1/2(30分)=1,250円
16	対象利用料	クーポン利用や会社の福利厚生でベビーシッター利用料金の割引を受けた場合でも補助金の申請をできますか。	割引後、自己負担がある場合は申請できます。ただし、補助金の算定上、割引かれた費用は純然たる保育サービス提供対価(税込)【補助金額】から差し引かせていただきます。原則として、交通費などの対象外経費からは差し引きしません。
17	対象時間	クーポンを利用した場合、利用時間の上限である年間144時間からもクーポン利用した時間分が差し引かれますか。(例)3,000円/時間の事業者を4時間利用し、クーポン6,000円分を使用。	差し引かれます。質問例の場合、利用時間の上限である年間144時間から差し引く時間は2時間ではなく4時間となります(クーポンをどの時間帯に充当したか明細書上で確認することが困難なため)。このため、クーポンを利用した日を補助金申請から除外するなど、年間144時間の利用上限に影響がないように保護者自身が判断してください。
18	対象事業者	どの事業者を利用すればいいですか。	東京都福祉保健局「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」に記載されている、認定事業者のみ利用できます。
19	対象事業者	対象となるベビーシッターは、どのような資格・経験を持っているか。	東京都が定める一定の要件(研修受講、保育経験等)を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせください。

よくある質問 (ベビーシッター 一時預かり利用支援)

No.	区分	質問	回答
20	兄弟姉妹による利用	児童1人に対しベビーシッター1人による保育であることとあるが、兄弟姉妹(2名とも補助対象年齢)で利用したい場合どうすればよいか。	児童2人の保育の場合、ベビーシッターを2人派遣依頼し、児童ごとに補助金交付申請を行ってください。 ※共同保育による兄弟姉妹利用の場合は、ベビーシッターが1人でも構いません。 ※小学1年生～3年生が保育に含まれる場合はこの限りではありません。
21	兄弟姉妹による利用	原則として児童1人に対しベビーシッター1人の配置であるが、小学生の場合も1対1の配置を行う必要があるか。	小学生以上の兄弟姉妹を保育する場合であって、かつ、保護者の方が同意しているときは、ベビーシッター1人であっても、兄弟姉妹の保育が可能です。ただし、未就学児の兄弟姉妹が複数いる場合は、その人数と同数のベビーシッターを依頼してください。 (例:1歳、3歳、小学生1年生の児童を預かる場合は、ベビーシッター2名)
22	兄弟姉妹による利用	下記の状況を想定する場合、何円分申請できますか。 ※兄5歳、妹3歳 利用時間:15時から16時の1時間の利用 利用料金:3,900円	共同保育の場合は保育料を按分をします。 そのため、兄:1,950円、妹1,950円が補助対象となります。 なお、この場合利用時間については按分をせず、兄妹どちらも1時間になります。
23	申請手続	本事業の補助を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要となりますか。	事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、ベビーシッターサービス利用後に申請に必要な資料をご提出ください。
24	申請手続	本事業の申請にあたって提出が必要な書類は何ですか。	(1)台東区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金交付申請書兼請求書 ※「電子申請」の場合、(1)の提出は不要です。 ※口座情報の分かるものの写し(キャッシュカードの写し等)も合わせてご提出ください。 (2)ベビーシッター(一時預かり)利用内訳表 (3)ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書(原本または写し) (4)利用料の領収書【領収金額、児童名、利用時間、ベビーシッター名の記載が必要です。】 ※領収書で記載が足りない場合は、明細書を合わせてご提出ください。 (5)【該当者のみ】クーポンによる支払や勤務先の福利厚生等の助成を受けたことが分かるものの写し (6)【該当者のみ】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・児童発達支援や放課後等デイサービス等への通所受給者証等のいずれかの写し(障害児の場合) (7)【該当者のみ】児童扶養手当証書、児童育成手当認定通知書、または戸籍謄本の写し(ひとり親家庭の場合)
25	申請手続	保護者が事業者と契約する際に、注意すべき事項はあるか。	①こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえてご契約いただけますようお願いいたします。 ②利用するベビーシッター事業者が要件を満たしているかどうかを必ず事前に東京都のホームページで確認してください。 ③契約する事業者に対して、「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ずお伝えください。※既に個人契約を行い利用している場合も、本事業利用の前に必ずご確認ください。 ④申請いただく前までに必ずベビーシッター事業者から「ベビーシッター要件証明書」を受け取ってください。
26	申請手続	領収書に、派遣されたベビーシッターの名前及び東京都ベビーシッター利用支援事業認定サポーターである旨記載がある場合、ベビーシッター要件証明書は提出しなくても良いですか。	ベビーシッター要件証明書は必要となりますのでご提出ください。なお、ベビーシッター要件証明書の日付は利用日当日以前の日付であることを確認してください。
27	申請手続	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、助成を受けられるか。	「ベビーシッター要件証明書」は必ず受け取っていただき、領収書とあわせてご提出していただく必要があります。「ベビーシッター要件証明書」の発行日が利用日当日もしくはそれ以前の日付であることをご確認ください。
28	申請手続	領収書と利用明細の提出が必要とあるが、それらが一つの書類にまとまっている場合は、その書類のみの提出で問題ないか。	領収金額、児童名、利用時間、ベビーシッター名等の必要な事項が記載されていれば、1枚にまとまっても問題ありません。
29	申請手続	ベビーシッター事業者から発行される領収書は父親名義、補助金交付申請書の申請者は母親名義になるのは問題ないでしょうか。	ベビーシッターの利用者と、補助金申請者は同一人物である必要があります。そのためこの場合は、父親名義で補助金を申請していただき、振込先の口座も父親名義で記入してください。

よくある質問 (ベビーシッター 一時預かり利用支援)

No.	区分	質問	回答
30	申請手続	ホームページ記載の各受付期間を過ぎてしまったが、申請できますか。	同一年度内の申請であれば、まとめて申請可能です。 ただし、令和8年度分については不足書類がないように、令和9年4月15日(木)までに必ず申請してください。不足書類がある場合は、受付ができませんので、お早めにご提出ください。
31	申請手続	3月利用分について期限までに領収書の発行が間に合いません。	3月利用分については、領収書の発行が間に合わない場合に限り、特例として振込または引き落としの分かるもの(口座のスクリーンショット等)の提出で代替可能とします。 なお、事業者の引き落とし・振込日が令和9年4月15日(木曜日)以降になるため、代替書類の提出も間に合わないという場合、事前に担当までご相談ください。 ただし、領収書の発行が間に合わないことを理由とした、上記最終申請受付日以降の申請を受け付けることはできませんので、期限内にご提出・ご相談をお願いいたします。
32	申請手続	パソコンを利用できないためエクセル版の申請書に入力することができません。どうすればよろしいでしょうか。	手書き用の申請書(PDF版)にご記入ください。ダウンロードできない場合は、区役所子育て支援課にて配布しますので、職員に申し出てください。
33	申請手続	申請書を郵送した後に切手代が不足していたことに気づきました。どうすればよろしいですか。	切手の貼り忘れ・不足分は、受理せずにご返送いたしますので再度ご提出ください。
34	申請手続	郵送書類の到着確認はしていただけますか。	到着確認はお受けしていません。ご不安な場合はレターパックなど追跡可能な方法で提出してください。
35	その他	保育と家事を同時に依頼した場合、補助対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。ただし、保育と家事の時間が明確に領収書上で区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。
36	その他	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。
37	その他	今後も本事業は継続されますか。	東京都の制度を活用しているため、今後、都制度が見直された場合は、事業内容の変更等が生じる可能性があります。